## 別記様式

北海道教育委員会教育長告示第40号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和6年4月1日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

## (教育委員会所管分その2)

補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付 すべき関係書類		交付申請書の提出 部数、提出期限及 び提出先		摘要
1 社会教育活動促進 事業(青年団体活動 事業費)補助金 青年団体の中核と なる指導者を養成を をとともに、地域の 形成者となる青年る 健全育成を図内で 補助金を交付する。			定額	(大会等の開催その他にない。 の他にあっては数でである。 事業3号様式) 教育第10号様式 教育第14号様式	(大会等の開催その開催その他にあって式) 事業3号様様では 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示す	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 推出海道教育庁 生涯学習推進 社会教育課	教育長	交付申請書及び実 績報告書の様式並び にこれの各様では、 き関係する。 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を使用する。 を使用する。 を使用する。 をしては、 を使用する。 をしては、 を使用する。 をして、 を使用する。 といては、 を使用する。 といては、 を使用する。 といては、 を使用する。 といては、 といては、 を使用する。 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といては、 といてと、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と
2 社会教育活動促進 事業(青少年科学技 術振興促進費)補助 金 青少年の創造性を 啓発する事業を行う ことにより、社会教 育活動を支援するた め、予算の範囲内で 補助金を交付する。	工夫教育連	北海道発明工夫教育連盟が 行う青少年科学技術振興事業 に要する経費のうち、次に掲 げるもの (1)報酬 (2)報償費 (3)旅費 (4)需用費 (食糧費を除く。) (5)役務費 (6)使用料及び賃借料 (7)原材料費	定額	(大会等の開催その他これに類する事業にあっては教育第3号様式)教育第10号様式	(大会等の開催その他これに類する事業にあっては教育第3号様式)教育第25号様式教育第27号様式		教育長	交付申請書及び実 績報告書の様式並び にこれらに添付すべ き関係書類の各様式 については、平成26 年北海道教育委員会 教育長告示第22号で 定める様式 を使用す ること。

補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨		補助対象経費	補助 率等	交付申請書に添付 すべき関係書類	実績報告書に添付 すべき関係書類	交付申請書の提出 部数、提出期限及 び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
3 女性団体活動では 生間	団体連絡協 議会	女性団体活動促進事業に要する経費のうち、次に掲げる もの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (食糧費を除く。) (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料	定額	(大会等の開催その他これに類する事業にあっては教育第3号様式)教育第10号様式	(大会等の開催その他これに類する 事業にあっては教育第3号様式) 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示す	別に指示する日 提出先 北海道教育庁	教育長	交付申請書及び実 績報告書の様式並び にこれらに添付すべ き関係書類の各様式 については、平成26 年北海道教育委員会 教育長告示第22号で 定める様式を使用す ること。
4 青少年団体活動促 進事業(青少年団体 活動促進費)補助金 青少年活動に関す る事業を行う青る自 はよって、その自する による による が、予算の を が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	人北海道子 ども会育成 連合会	会育成連合会が行う青少年団	定額	(大会等の開催その他これに類する事業にあっては教育第3号様式)教育第10号様式	(大会等の開催そ の他これにあって式) 育第3号様様式 教育第25号様式式 教育第27号様式式 その他別に指示す	別に指示する日 提出先 北海道教育庁	教育長	交付申請書及び実 績報告書の様式並び にこれらに添付すべ き関係書類の各様式 については、平成26 年北海道教育委員会 教育長告示第22号で 定める様式を使用す ること。